

大城聡氏説明資料

市民からみた 司法参加の意義と課題

弁護士 大城聡

一般社団法人裁判員ネット 代表理事

裁判員経験者ネットワーク 共同代表世話人

2019.10.25

1



市民からみた司法参加



一般社団法人裁判員ネット

■ 設立：2009年4月8日

■ 理念：市民の視点から裁判員制度を考える

■ 主な活動：

- ①裁判員裁判市民モニター（モニター650件、模擬評議39回）、
- ②フォーラム（年2回）、③法教育、④情報発信、⑤施設見学、
- ⑥提言活動（市民からの提言、衆議院法務委員会参考人）

■ 書籍：

『あなたが変える裁判員制度—市民からみた司法参加の現在』

（大城聡/坂上暢幸/福田隆行 同時代社 2019年）



裁判員経験者ネットワーク

■ 設立：2010年8月3日

■ 理念：①裁判員の貴重な体験を市民全体で共有すること

②裁判員経験者の交流の場の設定をして、心理的負担の軽減にも役立てること

■ 主な活動：

①裁判員経験者中心の交流会（46回）

②シンポジウム・学習会、③論文・書籍・メディア等

■ 書籍：

『裁判員裁判のいまー市民参加の裁判員制度7年経過の検証』

（濱田邦夫/小池振一郎/牧野茂 編著 成文堂 2017年）

裁判員経験者の交流団体

- 裁判員ラウンジ
- 裁判員経験者ネットワーク
- 一般社団法人裁判員ネット
- LJCC Lay Judge Community Club 裁判員経験者によるコミュニティ
- 市民の裁判員制度めざす会
- “裁判員ACT(アクト)”裁判員への市民参加を進める会
- 裁判員交流会 インカフェ九州

<参考>『あなたも明日は裁判員！？』

(飯孝行/裁判員ラウンジ編著 日本評論社 2019年)

2



裁判員制度10年

— 市民参加の意義



これまでの裁判員候補者数 (2009年～2019年8月末合計)

2,897,606人

最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年8月末・速報)」

これまでの裁判員経験者数 (補充裁判員含む)

93,842人

<内訳>

裁判員

70,043人(2019年8月末まで)

補充裁判員

23,799人(2019年8月末まで)

最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年8月末・速報)」

日常に差し込まれる非日常の刑事裁判

■裁判所から通知が届く(裁判員候補者名簿掲載通知)

大きな封筒が届きました。「〇〇裁判所」と書いてあったので、もらったときに「私、何をしたのだろうか。訴えられたのかな」と思い、ドキドキしてしまいました。(30代女性)

■呼出状が届く

候補者通知が来た段階では、かなりこう、なんていうんですかね、「勉強しなきゃ」という感覚が多少なりともあったんですね。ただ、具体的な日程が決まってないので段々、年が明け、2月になり、3月になり、段々、ちょっと忘れかけたところに、6月の頭に具体的な日程が来て、かなり慌てた感覚になったことを覚えてます。(40代男性)

日常に差し込まれる非日常の刑事裁判

■ 仕事や家庭と折り合いをつける

皆さんビジネスマンで大変そうでしたよ。朝もう、パソコンでなんか、ねえ、「仕事してきた」って言って、で、「また帰りも会社に寄る」って。すごく大変そうだったので、いや、負担がちょっと大きかったですよね、やっぱり。私は、普通の主婦なので、もう、18時半には子供に夕食を食べさせなきゃいけないんですね。塾の送り迎えとかもありますので、9時半から17時半まで裁判所にいると、もう帰ってきて18時半でもう、ぎりぎりなんですよ。(40代女性)

私は他の場面でもクジで当たることが多いので、家族から「万が一の場合に備えて午後子供をどこかに預ける手配等をしておいた方が良いのではないか」と言われていたので、実際に手配もしておきました。それでも、選ばれたときは「どうしよう」と思ってしまいました。(30代女性)

日常に差し込まれる非日常の刑事裁判

■人を裁くことの難しさに直面する

あの場はもう普通の場合とは違うよ。自分の責任っていうのが曖昧にできないからね。自分はこうですっていう風に述べなきゃいけないんだから。だから本当に、もうしっかり自分はこうだっていうものをきっちり持っていないと評議室ではいられなくなっちゃうわけで、今までの企業の集まりとかサークルの集まりとかで言うのとは訳が違うんで。だって、人の一生がかかっているわけだから。(50代男性)

■被告人のその後に思いを巡らせる

被告人のその後は、ずーっと考えちゃうだろうなって、思いますね。ちゃんと生きてられるかなとか。あと、被害者の方も、気持ちが前向きになれて、楽しんでられるかなーとか、そういうのは気になっちゃいます。気になるっていうか、こう…祈っちゃいますよね。両方ともがいいように、人生を送れるように祈っているとこはあります。

(30代女性)

人を変える裁判員経験

■ 人に対する見方の変化

自分の人生の中で大きな出来事だったわけだから、今までは考えなかったことも考えるようになったりとかしてるわけですよ。例えば、犯罪が起きるのはどうしてなのかなとか。(30代女性)

被告人には真っ黒な、もうドロドロしたようなイメージのオーラが見えて、そのオーラがやっぱり、あー嫌だな、やっぱり来たくなかったなー、でもしょうがないもんなーっていうのを行ったり来たりした。ところが、その被告人を見る目がどんどんどんどん変わっていく自分がいたわけですよ。悪いことは絶対許せないことなんだけど、そこまで行く過程には必ずいろんなことが彼らにはあったんじゃないかって。もっと見方を変えなきゃいけない、もっと違う角度からとか。もっともっと考えなきゃいけないこの人を。相手の人を見るときは、今までのお前の価値観とかは問題にならないんだって。(50代男性)

人を変える裁判員経験

■社会に対する見方の変化

自分の人生がやはり180度変わった、という感じがします。社会に対する関心の度合いが一気に上がりました。それから、自分が社会の一員であるという認識がとても強くなりました。今娘を2人育ててるんですけども、とても大事なことはやっぱり教育ではないかなということを思いました。(40代女性)

恐らく私、自分が裁判に関わった後に、よくよく自分のことを振り返ると、何か関心がないというか、見て見ぬふりをしてたと思うんですよね。で、そうではなくて、関わった以上、見てしまった以上、社会をより良く、というとちょっと抽象的ですけども、そういうことを伝えていく必要もあると私は思うようになりました。(40代男性)

人を変える裁判員経験

■未来の裁判員へバトンを渡す

裁判員っていう気負いなんかは必要ないよね。やっぱり市民として、どう言えるかだからね。だって、法廷で仕事している人とか弁護士とは違うんだから、俺たちは。悪いことする人って俺らの仲間から出てるわけだから。だから、そういう人を裁くってことは、自分自身が毎日どう生きているかってことじゃないですか。裁判員になるためにはじゃあちょっとそういう勉強会出ますか、とかそんなことじゃないんだ。(50代男性)

人を変える裁判員経験

■未来の裁判員へバトンを渡す

裁判員になってこんなことも知らなかったのかってへこむようなことが、出てくると思うんですよね。自己嫌悪じゃないですけど。こんな自分が人を裁いていいんだらうかって多分皆さん思うと思うんですけど、でもよく考えたらそれを踏まえた上で導入された制度なんだって思えば、それは気にすることではないのかなっていう。でも、経験したからこそ、それはやっぱりね、それを次にどう伝えていくか、自分はどう生活していくかっていうことなんじゃないかなと思うんですけど。それが大事なことだと私は思いましたね。(40代男性)

『あなたが変える裁判員制度—市民からみた司法参加の現在』

(大城聡/坂上暢幸/福田隆行 同時代社 2019年)より抜粋

Q.裁判員として裁判に参加した感想

よい経験と感じた人が

96.7%

- ・非常によい経験と感じた...63.8%
- ・よい経験と感じた...32.9%
- ・あまりよい経験とは感じなかった...1.5%
- ・よい経験とは感じなかった...0.6%
- ・特に感じることはなかった...0.5%
- ・不明...0.7%

最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書〔平成30年度〕」

3



裁判員制度10年

—市民参加の課題



低迷する参加意欲

Q.あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか？

「参加したい」+「参加してもよい」

15.5%

- 参加したい...3.8% (7.2%)
- 参加してもよい...11.7% (11.3%)
- あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない...43.3% (43.9%)
- 義務であっても参加したくない...39.5% (36.3%)
- わからない...1.8% (1.3%)

()内は平成21年度

最高裁判所「裁判員裁判の運用に関する意識調査(最高裁判所 平成30年度)」

低迷する参加意欲

Q.あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか？

制度開始時(平成21年度)と比較すると

「参加したい・参加してもよい」は、

18.5%から15.5%に低下

「義務であっても参加したくない」は、

36.3%から39.5%に上昇

最高裁判所「裁判員裁判の運用に関する意識調査(最高裁判所 平成30年度)」

裁判員候補者の辞退率

(辞退が認められた人数/選定された候補者数)

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
53.1%	53.0%	59.1%	61.6%	63.3%	64.4%	64.9%	64.3%	66.0%	67.1%

最高裁は候補者通知の書類を発送
する際、長官自らが裁判参加を呼び
かけるメッセージを同封
→抜本的な解決にはなっていない

辞退率は
上昇の傾向

選任手続の流れ

候補者通知発送
(前年の11月ころ)



呼出状の発送
(裁判の6週間前まで)



選任手続の日

出席率は
低下の傾向

選任手続への出席率 (出席者/出席を求められた候補者数)

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
83.9%	80.6%	78.3%	76.0%	74.0%	71.5%	67.5%	64.8%	63.9%	67.5%

裁判員制度導入の理念・目的は
「司法の国民的基盤」をより強固にすること
『司法制度改革審議会意見書』
(平成13年6月12日)

裁判員法の目的

「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」(同法1条)

司法の国民的基盤は強固になったか？

『司法制度改革審議会意見書』

国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる。

司法の国民的基盤は強固になったか？

『司法制度改革審議会意見書』

この制度が所期の機能を発揮していくためには、

国民の積極的な支持と協力が不可欠となる(中略)

実施後においても、当初の制度を固定的にとらえること

となく、その運用状況を不断に検証し、国民的基盤の

確立の重要性を踏まえ、幅広い観点から、必要に応じ、

柔軟に制度の見直しを行っていくべきである。

<市民参加の課題>

①低迷する参加意欲

②辞退率上昇と出席率低下

→市民参加の制度の根幹に関わる問題

→「よい経験」が共有されていない

→司法の国民的基盤をより強固にするために

裁判員経験の共有が必要

(要因)

(取り組み)

非正規雇用増加 →→ 働き方改革

心理的負担 →→ 事前・審理中・事後の対策

審理の長期化 →→ 社会全体で支える仕組み

マイナスイメージ →→ 広報/PR

※各取り組みの土台として裁判員経験の共有が重要

＜市民参加の課題＞

Q.あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。

- ・裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度
…47.8%
- ・**裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談**
…**44.7%**
- ・勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)
…44.3%
- ・裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償
…42.4%
- ・周辺地域における一時保育・介護サービス…18.9%
- ・その他…6.6%

最高裁判所「裁判員裁判の運用に関する意識調査(最高裁判所 平成30年度)」

4



裁判員経験の共有のために 必要なこと



裁判員経験の共有を阻む

「2つの壁」

- ①裁判員候補者であることの公表禁止規定
- ②裁判員経験者の守秘義務

裁判員候補者であることの公表禁止規定

何人も、裁判員や裁判員候補者等の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報(特定情報)を、公にしてはならない(裁判員法101条)。

自分が裁判員候補者であることを公にしてはいけない
(罰則なし)

<立法趣旨>

裁判員候補者のプライバシーや生活の平穩の保護

公表禁止規定の弊害

- ・裁判員候補者になった時点から公表禁止で
国民を萎縮させ、裁判員制度から遠ざける弊害

(裁判員候補者の様子)

フォーラム終了後にそっと近づく人、1年経ってから教えてくれる人、呼出状が来てから相談にくる人

- ・裁判員候補者と経験者、あるいは裁判員候補者同士の
交流の機会をつくることが困難

→裁判員経験の共有の壁の1つになっている

- ・毎年20万から30万人が裁判員候補者になる段階で
一律に公表禁止とするのは過剰な保護

見直しのポイント(公表禁止規定)

候補者名簿掲載通知ではなく、
呼出状を受け取ったことを公表禁止とすべき

- ・裁判員の保護のためには、事件ごとに呼出状の発送を受けたことを公にしていけないとすれば、立法趣旨を損なうことはない
- ・毎年20万人以上が裁判員候補者になるので、この時点で裁判員候補者であることを公表しても、不当な働きかけをされる危険性は低い
- ・裁判員候補者が委縮せずに、裁判員制度から遠ざからないことが、辞退率上昇と出席率低下の改善には不可欠。

裁判員経験者の守秘義務

- ・ 守秘義務の範囲は、評議の秘密と職務上知り得た秘密
- ・ 公開の法廷で見聞きしたこと、感想は範囲外
- ・ 守秘義務違反の罰則は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

<立法趣旨>

裁判員の自由な討論の保障(裁判の公正保持)と
事件関係者のプライバシー保護

守秘義務の範囲が広いことによる弊害

- ・ 裁判員の役割の中心である評議全般について、
経験を伝えることができない
→「評議の秘密」の対象が広すぎる
- ・ 裁判員経験は、原則として守秘義務の範囲内であり、
守秘義務違反をおそれ、萎縮して話さない
(公開の法廷の様子や感想は例外的に範囲外)
- ・ その結果、裁判員の経験を共有できない

見直しのポイント(守秘義務)

裁判員の自由な討論を保障して
事件関係者のプライバシーを保護しながらも、
守秘義務を緩和すべき

守秘義務をなくすのではなく、
守秘義務の範囲を限定する

見直しのポイント(守秘義務)

<守秘義務の範囲とすべきこと>

- ・裁判員の自由な討論を損なうことがないように、
発言者が特定される内容は守秘義務を課す。
- ・事件関係者のプライバシー保護は重要であり、
引き続き守秘義務の範囲とする。

<守秘義務の範囲から外すべきこと>

評議の内容(評議の経過、多数決の数、発言者を推知させない場合の裁判官・裁判員の意見)は、守秘義務の範囲から外す。

裁判員経験者の声(守秘義務)

(裁判員経験者意見交換会議事録より)

話すと自分の身も軽くなるところが、自分一人で抱え込んで事件の内容も一人で考えなければいけない、仕事をしているような普段から守秘義務を守る生活をしているのと違い、私は普段、何でも話すような生活をしているので、しゃべっちゃいけないという負担はありました(東京地裁平成24年3月12日)。

評議の秘密は確かに分かるんですけども、例えば全会一致であったとか、あるいは少しもめたということも言ってはいけないと伺ったので、そこも、誰がこういう意見だったというのはもちろん言ってはいけないと思うんですけども、そのくらいはちょっと言えてもいいんじゃないかなというのはちょっと感じました(東京地裁平成24年4月18日)。

裁判員経験者の声(守秘義務)

(裁判員経験者意見交換会議事録より)

例えば、何対何で裁判員が判決前に裁判官が1人でなったんだよとか、2人でなったんだよとか、そういうある程度言える余裕、自由に言える部分はつ
くって欲しいなと思います(東京地裁立川支部平成25年7月11日)。

やってよかったよというのを共有するという意味では、その秘密を守るという
のがちょっと足かせのマイナスの部分がある。何かうまく伝えたいんだけど、
ちょっと抽象的になってしまって、各論ではしゃべれないというのが少し心に
残っているというところがございます(東京地裁平成28年10月27日)。

裁判員経験者の声(守秘義務)

(裁判員経験者意見交換会議事録より)

私は会社で裁判員の経験談を発表する場があったんですけど、評議の秘密というか、裁判員裁判で評議が一番大事なところなので、そこが評議の秘密ということで自分の経験をほとんど話せないのが辛いなと感じました。少なくとも自分が評議で言ったことは認めてほしい、もし死刑判決になった時、自分は死刑に反対したんだと言えないのが辛いです(札幌地裁平成24年4月27日)。

評議の議論の流れを、誰が言ったという部分は伏せて、こういう議論があつてこのような判決に至ったということくらいは、経験として本当は話した方が、これから裁判員をやる人の参考になっていいのではないかと思います(札幌地裁平成24年4月27日)。

裁判員経験者の声(守秘義務)

(裁判員経験者意見交換会議事録より)

なるべく守秘義務というものをぎりぎりのところまで縮めて、みんなが逆に新しく裁判員になる機会を得た人がいたら、そういうものを伝えていけるようなものが少しでもあればなと感じるので、守秘義務でがちがちにしてしまうと、それが達成できなくなると残念だなと思います(横浜地裁平成29年2月23日)。

守秘義務の意味とか、その大切さというのはわかるんですけども、やはりそれをしゃべらないことというのは非常にフラストレーションになるという部分もあって、最もしゃべってはいけないということが最も一番人に聞いてほしい部分でもあるわけで、その例えば評議の中の意見だとか、どういう決め方をしたのという話を人を特定しないような形ではある程度もう少し出していけるような制度にしてもいいんじゃないのかなと思います(さいたま地裁平成24年10月4日)。

裁判員経験者の声(守秘義務)

(裁判員経験者意見交換会議事録より)

確かに、公判の中で公にされたことについては、意見とか感想を述べられるけれども、評議の中で起きたことは、一切、守秘義務ということで、表に出すことができないという。でも、本当に知りたいのは、やっぱり評議の中で、どんなことが起きたかっていうことだと思うんですよ。ですから、誰がどんなことを言ったかというのは、やっぱりマスキングする必要があるにしても、多少は、そういったところも公にしていくことが、裁判員裁判の制度を今後、より定着させたり、肯定的な見方を持つ人が増えていくきっかけになるんじゃないかなと、そういうふうに思います(千葉地裁平成27年1月15日)。

守秘義務の緩和を求める共同提言

< 共同提言 >

議論の自由を保障し、プライバシーを保護するという守秘義務の機能を維持しつつ、過度な守秘義務による弊害を除去するために、評議の内容は発言者を特定しない限り、裁判員経験者が原則自由に話せるように裁判員法70条を改正することを求めます。

2019年5月19日

裁判員経験者ネットワーク
一般社団法人裁判員ネット
裁判員ラウンジ
陪審裁判を考える会
市民の裁判員制度めざす会
裁判員交流会 インカフェ九州有志一同

守秘義務の緩和を巡る論点

< 守秘義務の緩和と判決の正統性 >

Q. 守秘義務を緩和すると多様な意見が出て、判決の信頼度や説得度が落ち、正統性が低下するのではないか？

- ・ 裁判員制度は全員一致ではなく、多数決による評決を採用（少数意見の存在が正統性を損なわない前提）。
- ・ 判決文が判決の正統性（信頼度・説得度）を担うことは変わらない。
- ・ 守秘義務を緩和しても判決の正統性は損なわれない。

< 職業裁判官の守秘義務との関係 >

Q. 同じ裁判を担当する職業裁判官の守秘義務との関係をどうするか？

- ・ 裁判員法で職業裁判官の守秘義務も裁判員と同じにすることも可能。
- ・ 職業裁判官と裁判員は立場が異なるので、守秘義務の範囲が異なるという考え方もできる。

裁判員経験の共有を阻む

「2つの壁」を見直す

①裁判員候補者であることの公表禁止規定

→呼出状の受け取りを公表禁止に

②裁判員経験者の守秘義務

→守秘義務の範囲を限定

(発言者を特定しない限り、原則自由に)

<市民参加の課題に対する取り組み>

①低迷する参加意欲

②辞退率上昇と出席率低下

→市民参加の制度の根幹に関わる問題

→「よい経験」が共有されていない

→司法の国民的基盤をより強固にするために

裁判員経験の共有を阻む「2つの壁」を見直す必要

(要因)

(取り組み)

非正規雇用増加 →→ 働き方改革

心理的負担 →→ 事前・審理中・事後の対策

審理の長期化 →→ 社会全体で支える仕組み

マイナスイメージ →→ 広報/PR

※各取り組みの土台として裁判員経験の共有が重要

市民からの提言

～辞退率上昇と出席率低下を改善するために～

- ① 裁判員候補者であることの公表禁止規定を見直すこと
- ② 守秘義務を緩和すること
- ③ 裁判員の心のケアのために裁判員裁判を実施する各裁判所に臨床心理士等を配置すること
- ④ 裁判員候補者を対象とした「裁判員事前ガイダンス」を実施すること
- ⑤ 裁判員裁判の控訴審に「控訴審裁判員」の仕組みを導入すること
- ⑥ 市民の視点で継続的に検証する仕組みをつくること

一般社団法人裁判員ネット

自分の人生がやはり180度変わった、という感じがします。社会に対する関心の度合いが一気に上がりました。それから、自分が社会の一員であるという認識がとても強くなりました。

個人の内面に、強烈に、そして深く影響を与えていく裁判員経験。

見ず知らずの老若男女の裁判員が集まり、職業裁判官と共に、真剣に議論と検討を重ね、被告人のため、社会のために重大な結論を導き出していく、これぞ民主主義だ。

裁判員制度は、民主主義を深めていき一人ひとりが主体的に社会に関わっていくための重要な契機である。

以上

守秘義務の緩和を求める 共同提言

< 共同提言 >

議論の自由を保障し、プライバシーを保護するという守秘義務の機能を維持しつつ、過度な守秘義務による弊害を除去するために、評議の内容は発言者を特定しない限り、裁判員経験者が原則自由に話せるように裁判員法70条を改正することを求めます。

< 提言の理由 >

1 守秘義務を緩和すべき必要性

裁判員法は、「評議の秘密」を守秘義務の対象としています（裁判員法9条2項、70条1項）。評議の適切な守秘義務は、評議における自由な意見表明を保障する重要な機能を有しています。しかし、評議内容の全てを守秘義務の対象とすることにより、次のような重大な弊害が生じています。

- ①裁判員経験者の表現の自由が制限される。
- ②裁判員経験者に評議の内容が話せないという心理的負担を与える。
- ③評議における市民の視点からの意見や議論等の貴重な裁判員の経験の共有化が妨げられる。
- ④評議が適正に進行運営されているかなど評議を検証するための材料が得られない。
- ⑤その結果裁判員裁判について、国民の知る権利が著しく制限され、裁判員制度による刑事裁判改善の議論が社会で活性化しない原因になっている。

そこで、評議についての守秘義務の必要な機能は確保しつつ、これらの重大な弊害を除去できるように守秘義務規定の範囲を見直すべきだと考えます。

2 守秘義務の範囲を限定する

発言者を特定して評議での意見の内容を漏らすことがあると自由な意見が述べにくくなるおそれがあります。また、事件関係者のプライバシーに関する事項や裁判員の名前など職務上知り得た秘密は、プライバシー保護の観点から引き続き守秘義務の対象にする必要があります。これらの事項が守秘義務で守られていれば、それ以外は原則自由に話せるようにすべきです。そうすれば、上記の重大な弊害を除去することができます。具体的には、裁判員または補充裁判員であった者が評議に関して話しても発言者を特定しない方法であれば守秘義務違反にならないように裁判員法70条を改正すべきです。

以上のとおり、守秘義務を緩和するように提言します。

2019年5月19日

裁判員経験者ネットワーク

一般社団法人裁判員ネット

裁判員ラウンジ

陪審裁判を考える会

市民の裁判員制度めざす会

裁判員交流会インカフェ九州有志一同

(お問い合わせ先)

裁判員経験者ネットワーク（共同代表世話人 弁護士牧野茂）

E-mail : makino@fair-law.jp FAX : 03-3500-5331（フェアネス法律事務所）

一般社団法人裁判員ネット（代表理事 弁護士大城聡）

E-mail : info@saibanin.net FAX : 03-3255-8876（東京千代田法律事務所）